

長野県マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、長野県知事（以下「知事」という。）が行う管理計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

(認定の申請)

第3条 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請（以下、「認定申請」という。）をする者は、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センター（以下、「センター」という。）から法第5条の4各号（第4号においてはマンション管理適正化指針に限る。）に掲げる基準に適合することを証する書面の交付を受け、センターの管理計画認定手続システムにより管理計画の認定の申請するものとする。

(認定の更新)

第4条 法第5条の6の規定による更新の申請（以下、「認定更新申請」という。）は、前条の規定を準用する。

(認定を受けた計画の変更)

第5条 法第5条の7の規定による認定を受けた管理計画の変更の申請（以下、「変更認定申請」という。）をする者は、省令別記様式第1号の5による申請書に、変更に係る添付書類を添えて、知事に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第6条 知事は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請（以下、「認定申請等」という。）が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第1号）により、認定申請等をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 認定申請等をした者は、知事の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（様式第2号）により、知事に届け出るものとする。

2 申請を取り下げた場合、認定申請等に係る手数料は返還しない。

(軽微な変更)

第8条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第3号）に、変更に係る添付書類を添えて、知事に正本1通及び副本1通を提出することができる。

（報告書の徴収）

第9条 知事は、法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告を求める場合、管理状況報告依頼書（様式第4号）により認定管理者等へ通知をしなければならない。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められたときは、管理状況報告書（様式第5号）により知事に報告をしなければならない。

（管理の取りやめ）

第10条 認定管理者等は、管理計画認定マンションについて法第5条の10第1項第2号の規定による管理を取りやめる旨の申し出をする場合は、取りやめ申出書（様式第6号）により、知事に申し出るものとする。

（管理計画の認定の取消し）

第11条 知事は、法第5条の10第1項の規定により認定の取消しをする場合は、認定取消通知書（様式第7号）により、当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

（認定管理計画の公表）

第12条 認定申請等をする者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地、管理計画認定日及び知事が付与する認定コードを公表することができる。

（手数料）

第13条 認定申請等にかかる手数料は、別途長野県手数料徴収条例にて定める。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、管理計画の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年9月10日から施行する。